

本編Ⅱ 飼い主への普及啓発

災害が発生した際、ペットの安全は飼い主自らが守る「自助」が基本となる。また、自治体等による災害時のペット対策での支援は、平常時に飼い主が、しつけや健康管理などで十分な飼養責任を果たしていることが前提となっている。そのために自治体等は、平常時から飼い主に対し、災害に対する備えとしてのペットの適正な飼養の必要性や災害発生時の対応について普及啓発しておく必要がある。

飼い主に普及啓発すべき事項として、「1 平常時の備え」、「2 災害発生時の行動」を以下に示した。

1 平常時の備え

(1) 防災対策

災害時にペットを守るためには、まず飼い主が無事であることが前提となる。地震対策であれば、住まいの耐震強度の確認や補強、家具の固定など、まずは飼い主の身の安全のために備える必要がある。その上で、室内飼養でペットの飼育ケージを置く場所を決める際には、固定した家具のそばに配置したり、重量のある物がサークル内に落ちてこないような配慮をすることがペットの安全の確保につながる。

室内に放し飼いにしている場合、十分な耐震性を備えた建物であれば、ペットが逃げ込める場所として、地震対策を講じた一室や、押入れ用家具を固定・補強した押入れの下段のスペース、柱の多いトイレのドアを開けて固定するなどし、自宅内で比較的に安全性が高い場所をあらかじめ用意することが、安全の確保につながる。

犬を屋外で飼養している場合は、飼養場所の周囲にブロック塀やガラス窓、倒れやすい建物など、破損や倒壊のおそれのあるものがないか、土砂崩れの危険性はないかなどを確認しておく。

雨による増水被害が度々生じる地域では、天気予報に注意し、あらかじめ飼養場所を移動させたり、増水した際にも難を逃れられるように係留方法を工夫し、飛び上げられる場所を用意するなどの対策を講じておく。

また逸走防止のために、犬の場合には首輪や鎖が外れたり切れたりして逃げ出すおそれがないかを確認する。



住まいの防災対策

- 家具や飼育ケージの固定、転倒防止、落下防止
- 屋外飼養の場合は、飼養場所の安全確認（外塀やガラス窓の近くを避ける）
- ケージ、クレートなどペットの避難場所（隠れ場所）の確保

（２）ペットのしつけと健康管理

発災時に飼い主がペットを連れて避難しようとしても、ペットがパニックになり、いつもと違う行動を取る可能性がある。こうした状況下で、人とペットがすみやかに避難するためには、普段からキャリーバッグなどに入ることを嫌がらないことや、犬の場合は、「待て」、「おいで」などのしつけをしておく必要がある。

避難所でのペットの飼養においては、人や他の動物を怖がったり、むやみに吠えたりしないこと、ケージやキャリーバッグに慣れていること、決められた場所で排泄ができることなどが必要になる。社会化やしつけは、他人への迷惑となる行動を防止するとともに、ペット自身のストレスも軽減することにつながる。

避難所や動物救護施設では、ペットが体調を崩し、下痢や嘔吐、食欲不振などのストレス兆候を示すことが報告されている。また、他の動物との接触が多くなることから、感染リスクも高くなる。普段からペットの健康管理に注意し、予防接種やノミなどの外部寄生虫を駆除するとともに、トリミングなどを行いペットの健康と衛生を確保する。

さらに、逸走時の繁殖を防止するために、不妊去勢措置を実施しておく。不妊去勢措置には、性的ストレスの軽減、感染症の予防、無駄吠えなどの問題行動の抑制などの効果もある。



災害に備えたしつけと健康管理の例

犬の場合

- 「待て」「おいで」「お座り」「伏せ」などの基本的なしつけを行う。
- ケージなどの中に入ることを嫌がらないように、日頃から慣らしておく。
- 不必要に吠えないようにしつける。
- 人や他の動物を怖がったり攻撃的にならないように慣らしておく。
- 決められた場所で排泄ができるようにする。
- 狂犬病予防接種に加え各種ワクチンを接種する。
- 犬フィラリアやノミダニなどの寄生虫の予防、駆除を行う。
- シャンプーやトリミングにより身体を清潔に保つ。
- 不妊去勢措置を行う。

猫の場合

- ケージやキャリーバッグに入ることを嫌がらないように、日頃から慣らしておく。
- 人やほかの動物を怖がらないように慣らしておく。
- 決められた場所で排泄ができるようにする。
- 各種ワクチン接種を行う。
- 寄生虫の予防、駆除を行う。
- 不妊去勢措置を行う。

(3) ペットの所有者明示 (マイクロチップ等による所有者明示)

ペットが逃げ出さないように日頃から十分な対策を講じておくことが前提だが、災害発生時には、ペットと離れ離れになってしまう場合もあるため、ペットが保護された際に飼い主の元に戻れるように、所有者明示をしておく必要がある。外から見えて誰でもすぐにわかる迷子札などをつけるとともに、脱落のおそれがなく、確実な証明となるマイクロチップを装着し、(公社)日本獣医師会などに所有者情報の登録を行っておくことで万一はぐれた際の返還の可能性を高めることが出来る。

なお、犬の場合は狂犬病予防法に基づき、鑑札(自治体が発行する登録の証明)と狂犬病予防注射済票を飼い犬に装着する義務がある。



行方不明にならないための対策例

犬の場合

- 首輪と迷子札
- 鑑札、狂犬病予防注射済票(飼い犬は狂犬病予防法により鑑札の装着、年一回の狂犬病予防注射をしたことの証明となる注射済票の装着が義務づけられている)
- マイクロチップ(必ず、(公社)日本獣医師会などに飼い主情報及び動物情報の登録を行うこと)

猫の場合

- 首輪と迷子札(猫の首輪は引っかかりを防止するために、力が加わると外れるタイプがよいと言われるが、これを利用する場合はマイクロチップの装着を強く推奨する)
- マイクロチップ(必ず、(公社)日本獣医師会などに飼い主情報及び動物情報の登録を行うこと)



マイクロチップとは？

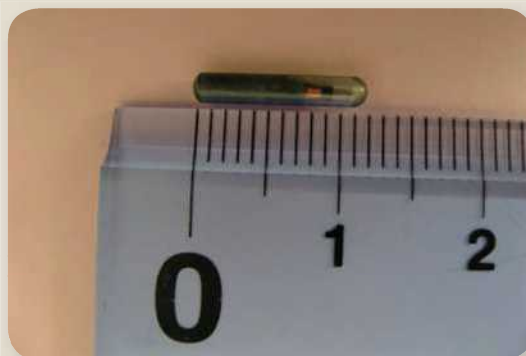
- マイクロチップには、15桁の数字（個体識別番号）が記録されており、マイクロチップリーダー（読取器）をあてると、その数字が表示される。この番号とデータベースに登録されている飼い主の情報と照合することで、飼い主が判明する為、逸走して保護された際にも飼い主の元に戻ってくる可能性が高くなる。
- 直径2mm程度、長さ8～12mm程度の円筒型で、犬や猫では首の後ろ（背側頸部）の皮下に専用注射器で埋め込むのが一般的。
- 一度装着すれば、首輪や迷子札のように外れて落ちたりする心配が少なく、より確実な身元証明になる。
- マイクロチップを装着した後は、必ず（公社）日本獣医師会などにマイクロチップ番号や連絡先などの登録手続きを行い、転居などで登録情報が変更した場合は、変更手続きを行う必要がある。



マイクロチップリーダー



マイクロチップリーダー



マイクロチップ

(4) ペット用の避難用品や備蓄品の確保

在宅（自宅）避難では勿論のこと、避難先においてもペットの飼養に必要なものは、飼い主が用意しておく必要がある。避難指示などが出た場合に安全に避難場所まで避難できるように、リードやキャリーバッグなどの移動に必要な用品を準備しておく。それとともに、ライフラインの被害や避難生活に備え、ペットの飼養に必要な物資を備蓄し、必要な場合には持ち出せるようにしておく。指定避難所などにペット用の救援物資が届くまでには時間がかかることがあるため、少なくとも5日分（できれば7日以上）は用意しておくことよい。特に、療法食などの特別食を必要としているペットの場合は、さらに長期間分の用意が必要である。

また、救援物資は普段使用しているペットフードと同じ物が手に入るとは限らないため、ペットが好き嫌いなく救援物資を利用できるように日頃から備えておくことも飼い主に求められる。

備蓄品には優先順位を付け、優先度の高いものは避難時にすぐに持ち出せるようにし、人の避難用品とともに保管する。

なお、重い物、大きな物などは避難の妨げになるため、いったん避難した後で安全を確認してから持ち出せるように、屋外倉庫や駐車場など、保管場所を工夫する。



ペットを避難させるために必要な避難用品の例

犬の場合

- 首輪とリード（逸走対策として小型犬などはリードを付けた上でキャリーバッグに入れる）
- クレートやケージ（扉のついたもの）
- 犬用靴下やバンテージ（大型犬を徒歩で避難させる場合、瓦礫などによる怪我を防止する）

猫の場合

- キャリーバッグやケージ（経年劣化によりプラスチック製の組み立て式キャリーバッグが分解したり、扉が開いたりしないように、ガムテープなどで周囲を固定するとよい）



ペット用の備蓄品と、持ち出す際の優先順位の例

優先順位 1 動物の健康や命に係わるもの

- 療法食、薬
- ペットフード、水（少なくとも5日分［できれば7日以上］）
- キャリーバッグやケージ（猫や小動物には避難時に欠かせないアイテム）
- 予備の首輪、リード（伸びないもの）
- ペットシート
- 排泄物の処理用具
- トイレ用品（猫の場合は使い慣れた猫砂、または使用済猫砂の一部）
- 食器

優先順位 2 情報

- 飼い主の連絡先と、ペットに関する飼い主以外の緊急連絡先・預け先などの情報
- ペットの写真（印刷物とともに携帯電話などに画像を保存することも有効）
- ワクチン接種状況、既往症、投薬中の薬情報、検査結果、健康状態、かかりつけの動物病院などの情報

優先順位 3 ペット用品

- タオル、ブラシ
- ウェットタオルや清浄綿（目や耳の掃除など多用途に利用可能）
- ビニール袋（排泄物の処理など他用途に利用可能）
- お気に入りのおもちゃなど匂いがついた用品
- 洗濯ネット（猫の場合は屋外診療・保護の際に有用）など
- ガムテープやマジック（ケージの補修、段ボールを用いたハウス作り、動物情報の掲示、など多用途に使用可能）



ペット用備蓄品の例



ペット用備蓄品（犬用）の例



ペット用備蓄品（猫用）の例



ペット用備蓄品保管袋に付けられた個体情報の例

（５）情報収集と避難訓練

飼い主は、避難指示などが出た場合に備え、あらかじめ自治体の広報誌、ウェブサイトなどで住んでいる地域のハザードマップを確認し、被害想定を把握して対策を講じる。また防災計画、災害時の指定緊急避難場所、指定避難所の所在地、避難ルートなどを確認しておく。さらに指

総
説

本編Ⅰ
本編の位置づけ

本編Ⅱ
飼い主への普及啓発

本編Ⅲ
自治体等が行う人と
ペットの災害対策

本編Ⅳ
災害時のペット支援
活動を支えるもの

本編Ⅴ
参考事項

資料編

定避難所にペットを連れて行く際の注意事項や救援物資の受け取り場所なども、あらかじめ管轄の自治体に確認しておく。

実際に家族単位でペットを連れて指定緊急避難場所へ行く訓練を行い、所要時間や危険な場所、複数のルートなどをチェックしておくことで、より安全に避難することができる。



避難訓練でのチェックポイント

- ハザードマップでの危険箇所の把握
- ペットの受入れが可能な指定避難所の把握
- 指定緊急避難場所、指定避難所までの所要時間の確認、ガラスの破損や看板落下などの危険な場所の把握
- 通行できないときの迂回路の確認
- 指定避難所でのペットの反応や行動の把握
- 指定避難所での動物が苦手な人への配慮
- 指定避難所での飼養環境の確認
- 指定避難所が被災している場合の二次避難先の想定
- 災害の種類（津波など）により避難所が危険な地域にある場合の二次避難先の想定
- 事情により避難所（建物内外とも）へのペットの同行が不可能になった場合の避難先や預け先の想定



ペットとの同行避難訓練の注意点

ペットとの同行訓練を実施する際には、目的を明確にし、計画的に実施する。

初期の段階ではペットが避難所に避難してくることを周知する目的や、ペットとともに避難する実体験を目的とするが、徐々に、実際の避難時を想定した避難訓練に移行する。

発災した際には、避難所に机やケージが用意されておらず、受付やボランティア要員も配置されてはいない中で、到着した飼い主同士が協力し、避難所運営本部の指示を仰ぎながら状況に対応する必要がある。

また、事故防止のため、避難所のペット飼養スペースは、原則として飼い主や指定の者以外は立ち入りが制限されることが多い。特に子どもの咬傷事故対策として、「立入禁止」措置がとられるため、訓練時の「ペットふれあいタイム」などの催しは、この対策に逆行する場合があることを理解した上で、注意喚起をしながら実施するなど、段階を経て訓練内容や状況を設定する必要がある。



地域の避難訓練の事例

仙台市

- 平成17年より毎年6月12日（宮城県沖地震が発生した日）に地域の防災訓練を実施しているが、この避難訓練では、仙台市動物管理センター及び仙台市獣医師会とボランティアによるペットとの同行避難と動物救護所設営運用訓練も実施されている。
- 東日本大震災での経験から、仙台市と協力ボランティア団体は、避難場所までのペットとの同行避難訓練をするだけでなく、避難所の運営管理者等と協力し、避難所運営の際に課題となる避難所でのペットの受入れスペースの確保などについても、実際に室内にペットを入れて確認している。



実際のペットを同行



防災訓練参加者に説明



ペット同行避難住み分けモデルの展示



避難訓練参加消防署員に説明

片平市民センターにおける防災訓練の様子（仙台市）

（６）家族や地域住民との連携

地域で災害対策の会合や避難訓練を行うときなどに、ペットを連れて避難する方法を、家族や地域住民の間で話し合っておくことが望ましい。

また、普段から近隣住民と良好な関係を築けるよう、コミュニケーションや飼養マナーに気を配るとともに、万が一の時にはお互いに助け合えるよう、飼い主同士や近隣住民と防災について話し合っておくことも必要である。

飼い主同士でペットの家族会などをつくり、地域で飼われているペットの種類や頭数などを家族会のリーダーや地域の班長などと共有しておくことが望ましい。



家族や地域での話し合い

- 連絡方法や集合場所
- ペットの避難方法や役割分担
- 留守中の対処方法と協力体制
- 緊急時のペットの預け先の確保
- 物資の持ちよりや共同飼養などの申し合わせ

(7) ペットの一時預け先の確保

ペットの一時預け先について、指定避難所などでの飼養以外にも、親戚や友人など、複数の一時預け先を探しておくことが望ましい。

特に大型の動物や危険な動物など、専用の飼養施設が必要な動物については、避難所での受入れが困難なことから、飼い主は一時預かり先や飼養管理を検討・準備しておく必要がある。



多頭飼育について

多くのペットを飼養する場合は、避難用品や備蓄品の数量も頭数に応じて多くなる。また、飼い主自身が同行避難できる頭数には限りがあるため、全てのペットの安全を確保することが困難になる可能性が高い。多頭飼育にはこのようなリスクがあることを飼い主は平常時から認識するとともに、災害時に備えた飼養管理の方法についても検討すべきである。

2 災害発生時の行動

(1) 飼い主の安全確保・状況確認

災害時にペットを守るのはその飼い主であることから、ペットを守るためには、まずは飼い主が無事であることが必要となる。災害発生時は、まず飼い主自身が安全を確保し、自分自身の安全が確保できてからペットの安全を確保する。突然の災害でペットもパニックになり、いつもと違う行動をとることがあるため、ペットを落ち着かせるとともに、逸走やケガなどに注意する。その際、リードをつける、ケージに入れるなどにより、ペットの安全に配慮する。

災害の状況については、ラジオやテレビ、行政のホームページなどから正確な情報を積極的に得るように努める。

(2) 避難の判断

飼い主は、得られた情報をもとに、自宅や地域の状況を確認し、避難するか自宅に留まるかを判断する。

自宅が危険な場合や避難指示がでている場合には、飼い主の安全が確保できる範囲においてペットを連れて指定緊急避難場所や安全な場所へ避難する。

自宅や地域の状況が安全な状態であれば、自宅に留まるという選択肢もある。

(3) ペットとの同行避難

指定緊急避難場所や指定避難所などの他所に移動する際に、飼い主はペットと一緒に同行避難する。ただし、飼い主自身の安全が確保されていることが前提となる。

発災時にペットと離れた場所にいる場合は、災害の種類や自分自身の被災状況、周囲の状況、自宅までの距離、避難指示などを考えて、ペットを避難させることが可能かどうかを飼い主自身が判断する。平常時から、留守の際のペットの避難について、家族や地域住民との協力体制を構築しておくことも重要である。



同行避難の考え方

過去の災害においては、ペットが飼い主と離れ離れになってしまう事例が多数発生したが、このような動物を保護するには多大な労力と時間を要するだけでなく、その間にペットが負傷し、衰弱・死亡するおそれもある。また、不妊去勢処置がされていない場合、繁殖による頭数の増加で、住民の安全や公衆衛生上の環境が悪化することも懸念される。このような事態を防ぐために行う同行避難は、動物愛護の観点のみならず、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全の観点からも、必要な措置である。

なお、同行避難とは、避難行動を示す言葉であり、指定避難所でペットを人間と同室で飼養管理することを意味するものではない。



同行避難する際の準備の例

犬の場合

- リードを付け、首輪が緩んでいないか、鑑札、狂犬病予防注射済票を装着しているかを確認する。
- 小型犬はリードをつけた上で、キャリーバッグやケージに入れる。
- 避難用品を持って指定緊急避難場所へ向かう。

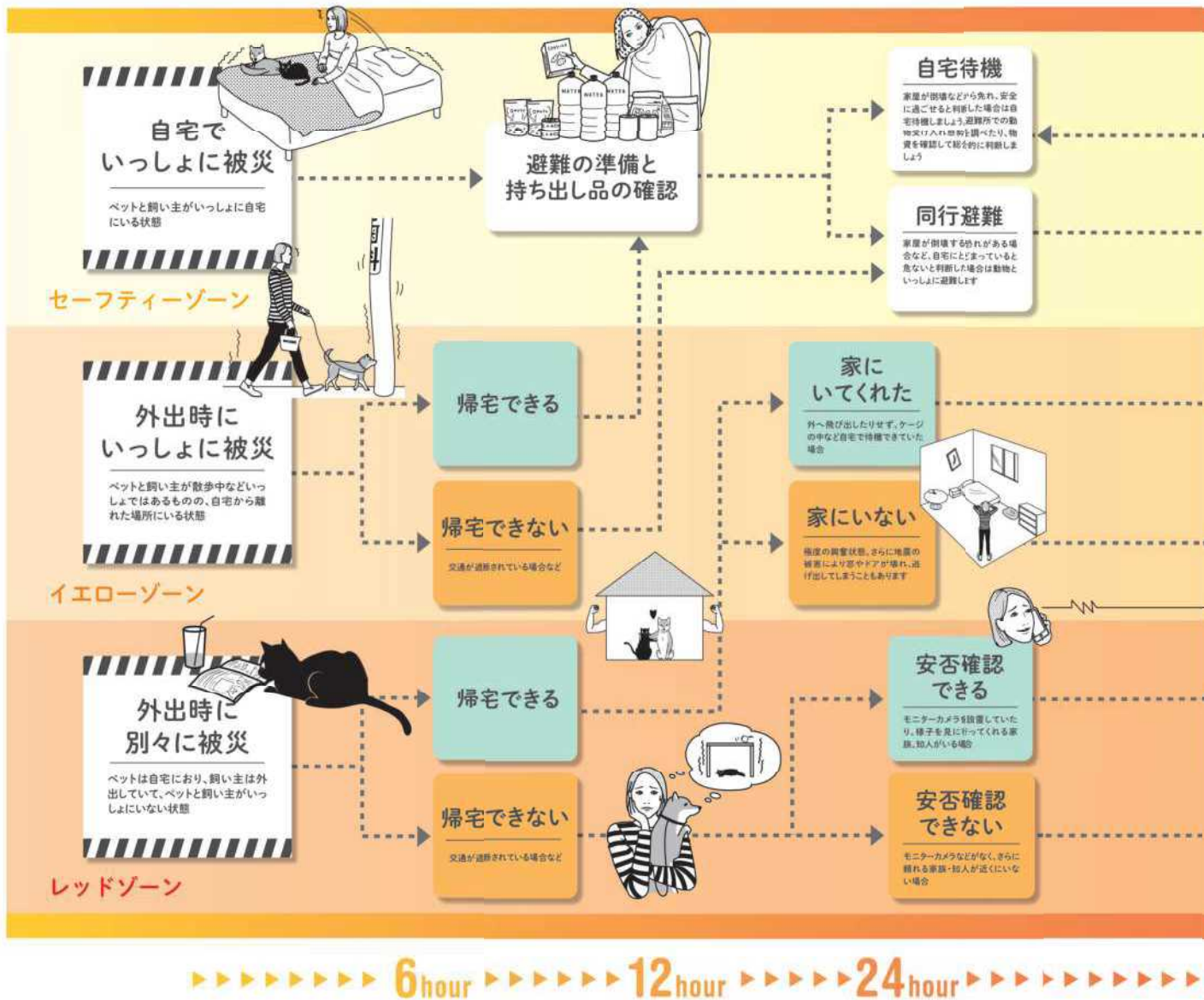
猫の場合

- キャリーバッグやケージに入れる。
- キャリーバッグなどの扉が開いて猫が逸走しないようにガムテープなどで固定するとよい。
- 避難用品を持って指定緊急避難場所へ向かう。



地震災害時の飼い主の避難フロー図(参考)

もしも、災害が起こったら



総説

本編Ⅰ
本編の位置づけ

本編Ⅱ
飼い主への普及啓発

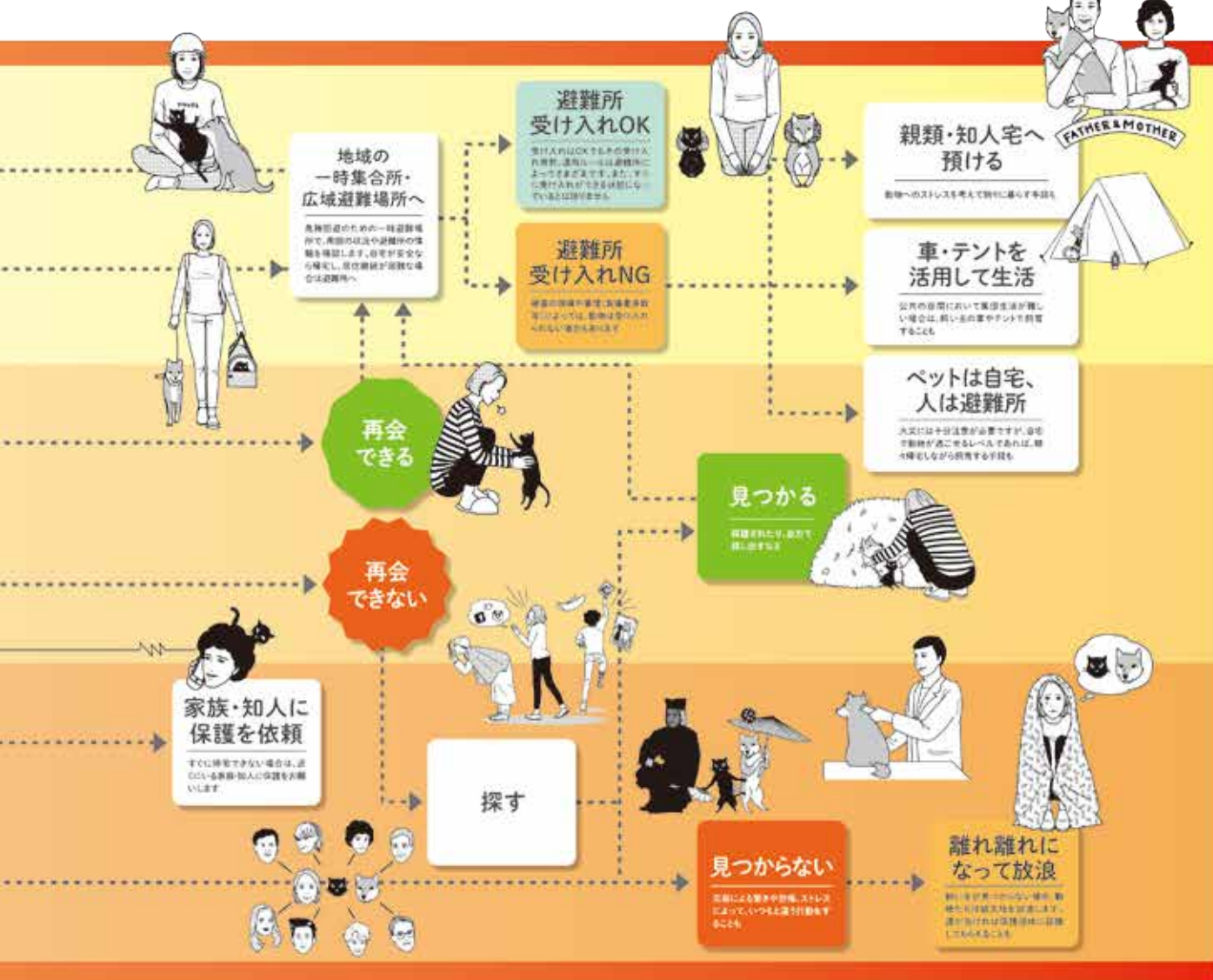
本編Ⅲ
自治体等が行う人と
ペットの災害対策

本編Ⅳ
災害時のペット支援
活動を支えるもの

本編Ⅴ
参考事項

資料編

(災害発生からの3日間)



企画制作：LEONIMAL BO-SAI / Lucy+K
 特別協力：NPO 法人 ANICE / 公益財団法人せたがや文化財団 生活工房
 監修：平井潤子
 アートディレクション・デザイン：高橋剛
 イラストレーション：二階堂ちはる

(4) 避難中のペットの飼養環境の確保

避難生活を行っている中でのペットの飼養環境には、以下のような選択肢がある。地域や災害の状況、発災からの時間の経過によって選択可能な飼養環境が異なるため、被災者が自らの状況を踏まえて、適切な飼養環境を選択する。

■避難所での飼養

避難所で飼養する場合には、ペットとの同居や住み分けなどについて各避難所が定めたルールに従い、飼い主が責任を持って世話をする。飼養環境の維持管理には、飼い主同士が助け合い、協力することが必要となる。

■自宅で飼養する

飼い主も自宅に留まる在宅避難の場合、支援物資や情報は、必要に応じて指定避難所などに取りに行く。

飼い主は避難所に避難し、ペットを自宅で飼養する場合は、避難所から自宅に世話をしに通う方法もある。ただし、二次災害の危険が考えられる場合は、この方法は避けて同行避難する。

■車の中で飼養する

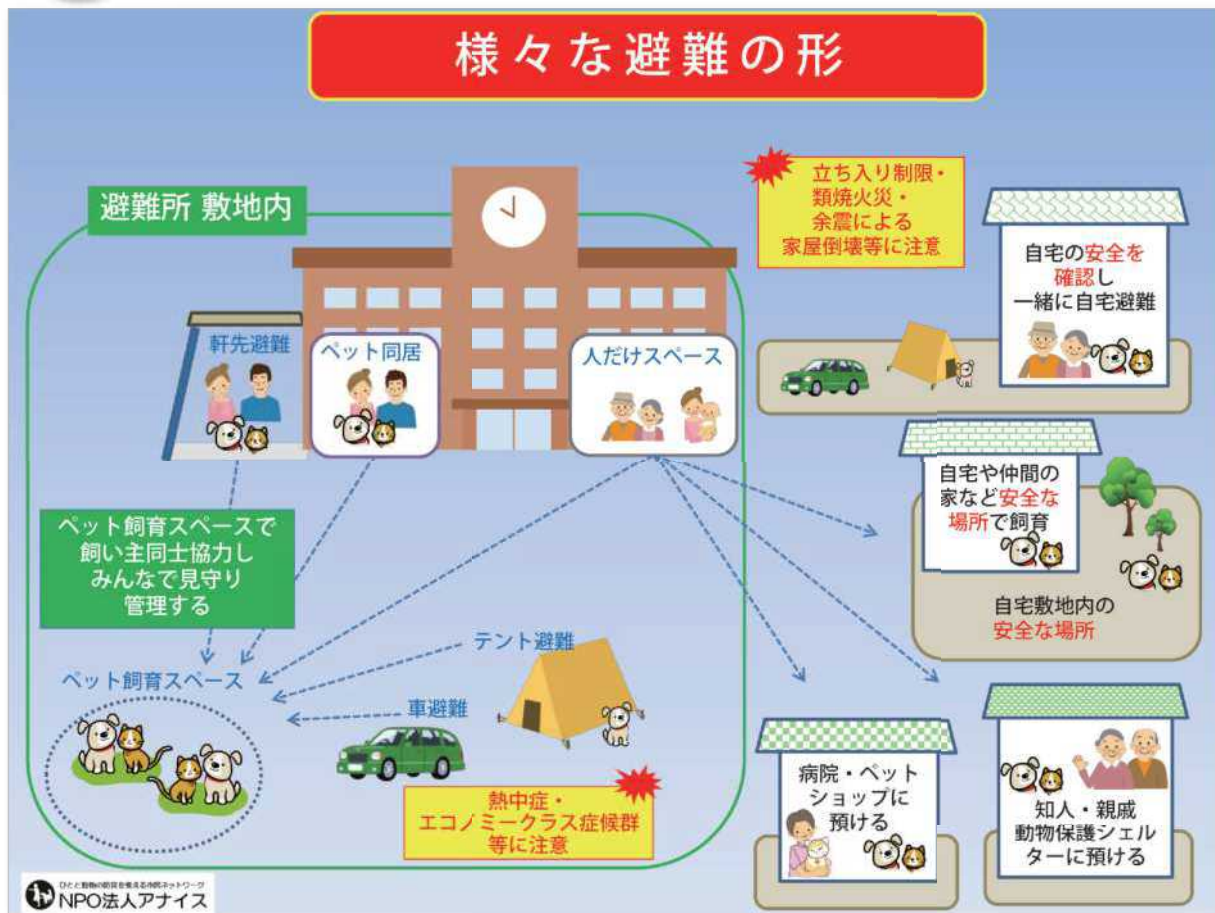
在宅避難と同様に、支援物資や情報は、必要に応じて指定避難所などに取りに行く。飼い主は、手足を伸ばして眠れる状態を作り、遮光や換気の対策をとるなど、エコノミークラス症候群や熱中症への対策と注意が必要である。ペットも熱中症になるため、ペットだけを車中に残すときは、車内の温度に常に注意し、十分な飲み水を用意しておく。長時間、車を離れる場合には、ペットを安全な飼育場所に移動させる。

■施設などに預ける

避難所での飼養が困難な場合や、飼い主の事情により飼養が出来ない場合には、被災していない地域の親戚や友人など、一時預け先の確保に努める必要がある。その他には自治体等の収容施設、動物病院、民間団体等に一時預ける場合もあるが、条件や期間、費用などを確認し、後でトラブルが生じないように、覚書などを取り交わすようにする。



様々な避難中のペット飼養環境（参考）



[資料提供：NPO 法人アナイス]

（５）避難所や応急仮設住宅でのペットの飼養マナーの遵守と健康管理

避難所や応急仮設住宅では、様々な人が集まり共同生活をするため、動物との暮らしが苦手な方やアレルギーの方もいることを認識しなければならない。これまでの災害では、ペットがいることが、つらい避難生活の中での心の安らぎや支えになったという声がある一方で、咬傷事故や鳴き声への苦情、被毛や糞尿処理など、衛生面でトラブルになることもあった。

避難所や応急仮設住宅では、ペットの飼養管理は飼い主が責任を持ち行う。衛生的に飼養管理するとともに、飼い主同士などで、周りの人に配慮したルールを作ることも必要になる。

なおペットは、ストレスから体調を崩し、病気が発生しやすくなるため、飼い主はペットの体調に気を配り、不安を取り除くように努める。

総説

本編 I
本編の位置づけ

本編 II
飼い主への普及啓発

本編 III
自治体等が行う人と
ペットの災害対策

本編 IV
災害時のペット支援
活動を支えるもの

本編 V
参考事項

資料編



普及啓発の方法（パンフレット）

飼い主に対する普及啓発では、リーフレットの作成やウェブサイトでの周知、公報や回覧板などの活用、研修会の開催やペット同行避難も含めた避難訓練の実施など、あらゆる機会を通じて普及啓発に努める。

環境省

「ペットも守ろう！防災対策 ～備えよう！いつもいっしょにいたいから2～」災害時に動物と一緒に避難するために、普段から備えておくことや、避難所などで気をつけることなどをまとめた飼い主向けのパンフレット。

環境省 HP：

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2909a.html





普及啓発の方法（防災講座の開催）

仙台市

「防災講座 ペット同行避難」

仙台市ではボランティア団体と協力し、ペットの飼い主を対象とした防災講座を開催し、災害に備えた飼い主の心構えやペットとの同行避難、災害対策について、普及啓発を行っている。

平成29年度（公財）仙台ひと・まち交流財団 仙台市片平市民センター主催事業

防災講座

ペット同行避難

～災害時にもう一つの命を守るために～

災害は突然起こります。いざという時にペットと一緒に避難するための心構えと、ペットのための災害対策について学びます。

5月27日（土）
10：00～12：00

【会場】片平市民センター 3階 会議室



- 【内 容】講話「ペット同行避難について」
- 【講 師】仙台市動物管理センター（アニパル仙台）職員
NPO法人エーキューブ 会員
- 【対 象】成人 30人
- 【参 加 費】無料
- 【申 込】申込受付中
電話または市民センター窓口へ直接お申し込みください。
- 【問合せ先】片平市民センター（月曜休館）
仙台市青葉区米ヶ袋1丁目1-35
TEL：022-227-5333

予告 「ペット同行避難 実践編」

6月10日（土）13：00～15：00

【会場】片平市民センター 3階 会議室

【対象】犬を飼っている方

市民センターに飼い犬を連れて来ていただき、ゲージ・トイレトレーニング等のワークショップを行います。

※ お申し込みを希望される方は必ず5月27日（土）の講座を受講してください。



※ お申し込みの際にいただいた個人情報は本講座の運営にのみ使用させていただきます。
※ 講座中に撮影した写真は市民センターだより、ホームページ等に使用させていただく場合があります。